

# 御宿町防犯まちづくり計画

—犯罪のない安全で安心なまちづくり目指して—



平成28年2月

御宿町

## 目次

<b>第1 計画策定の趣旨</b>	・ ・ ・ ・ ・ P2
1 計画期間	・ ・ ・ ・ ・ P2
2 計画の基本方針	・ ・ ・ ・ ・ P2
<b>第2 町の取り組み</b>	・ ・ ・ ・ ・ P3
(1) 防犯に必要な情報の収集・提供及び防犯意識高揚の ための知識の普及・啓発	・ ・ ・ ・ ・ P3
(2) 町民、事業者及び自治会等への防犯活動支援	・ ・ ・ ・ ・ P3
(3) 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進	・ ・ ・ ・ ・ P4
(4) 学校や保育所等における防犯対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ P4
(5) 高齢者等への防犯対策	・ ・ ・ ・ ・ P5
(6) 町職員による防犯活動	・ ・ ・ ・ ・ P5
<b>第3 町民・自治会等の取り組み</b>	・ ・ ・ ・ ・ P6
(1) 身の回りや地域における安全対策	・ ・ ・ ・ ・ P6
(2) 地域防犯活動の活性化	・ ・ ・ ・ ・ P7
(3) 知識習得のための防犯講習会、研修会等への参加	・ ・ ・ ・ ・ P7
<b>第4 事業者の取り組み</b>	・ ・ ・ ・ ・ P8
(1) 従業員への啓発	・ ・ ・ ・ ・ P8
(2) 施設等の防犯対策	・ ・ ・ ・ ・ P8
(3) 地域の一員としての防犯への取り組み	・ ・ ・ ・ ・ P9
<b>第5 御宿町防犯まちづくりアクションプラン     (平成28年～平成32年)</b>	・ ・ ・ ・ ・ P10

## 第1 計画策定の趣旨

近年、私たちが日常生活を営む地域社会において、子どもを狙った変質者、不審者の出没、高齢者世帯を標的にした訪問販売、電話d e詐欺、店舗への侵入など身近な場所で発生する犯罪が多く、町民の不安感が高まっています。

御宿町では、地域における犯罪被害を未然に防止するためには、町、町民等、事業者及び行政区等がより連携を強め、地域に根ざした幅広い防犯活動を展開していく必要があります。町ぐるみで防犯体制の強化を図っていくことが重要となっております。このようなことから、町民が安全で安心して暮らせるまちの実現を目標に、「御宿町防犯まちづくり条例」を制定し、平成18年4月1日から施行しております。

本計画は、御宿町防犯まちづくり条例の基本理念に基づき町、町民等、事業者及び行政区等が一体となり、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を推進することを目指して策定するものです。

### 1. 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会の急速な変化に対応していくために、「防犯まちづくり推進会議」を開催し、情報や意見の交換を行い、施策に反映していきます。

### 2. 計画の基本方針

犯罪被害を未然に防止するため、町、町民等、事業者及び行政区等が協働し、犯罪が起らない環境づくりを目指します。

- 1 自らの安全は自らで守るという意識の高揚（自助）
- 2 自分たちの地域を自分たちで守れる地域の創造（共助）
- 3 犯罪被害を未然に防止するための環境づくりの推進（公助）

## 第2 町の取り組み

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、町、町民等、事業者及び行政区等が役割分担を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策を総合的に推進します。

### (1) 防犯に必要な情報の収集・提供及び防犯意識高揚のための知識の普及・啓発

町民等に防犯活動の必要性や重要性を認識してもらうため、IT技術等の活用により防犯に必要な町内外の情報を収集し、速やかに提供するとともに、その対策を講じます。

#### 【具体策】

- ① 防犯に必要な情報を収集するとともに、「防災行政無線」や「御宿町ホームページ」等の情報媒体を活用して、町民、事業者、行政区等地域団体に対して速やかに提供する。
- ② 駅前等における街頭キャンペーン、各種イベント等の行事において、啓発冊子や物資等を配布することにより防犯意識の高揚を図る。  
防犯に関する講習会や教室を開催して町民への啓発に努めるとともに、関係機関と協力して内容の充実を図る。
- ③ 安全で安心なまちづくりに向けた施策の展開を図り、実施計画の進行管理を行うため、関係課による連絡会を実施する。

### (2) 町民、事業者及び行政区等への防犯活動支援

地域コミュニティ等における住民相互の連携及び町民、事業者、町が一体となった連携ネットワークを構築する中で、防犯パトロールなどの自主防犯活動が広く展開されるまちづくりを推進します。

#### 【具体策】

- ① 町内で防犯活動に取り組んでいる団体、グループの活動に必要な指導、助言、協力及び支援を行う。
- ② 地域の自主防犯活動団体の新規立ち上げ及び維持拡大支援を行う。  
また、自主防犯活動団体への防犯用品の支給を行なう。

### (3) 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進

町内全域の防犯上問題となる箇所を把握するとともに、道路や公園、公衆トイレ、駐車場等の公共施設において、犯罪が発生しにくい環境に配慮した整備に努めます。

#### 【具体策】

- ① 危険な暗がりをなくすため、効果的な防犯灯の設置と維持管理を行う。
- ② 公園や道路等の樹木の定期的な剪定を行い、見通しがよくなる安全対策を行う。
- ③ 犯罪が起こりにくいまちづくりのため、トンネル・公衆トイレ及び違法広告物等の落書きを防止し環境美化対策を推進する。
- ④ 町内の防犯上問題になる箇所を把握・改善するため、地域防犯マップを作成するとともに、道路や駐車場等の公共施設の安全点検を実施する。
- ⑤ 一般住宅への防犯対策の促進のため、防犯出前講座の実施により一般住宅における防犯対策の啓発を行う。
- ⑥ 犯罪未然防止、犯罪抑止のため防犯カメラを設置し管理、運用に努める。

### (4) 学校や保育所等における防犯対策の推進

近年、子どもを対象とした凶悪な犯罪が多く報道されます。このような中、学校、保護者、地域住民、町、警察等が一丸となって子どもの安全を守るための対策の強化に努めることが求められます。

通学路等において、子どもに危険が及ぶことのないよう、地域における防犯パトロールや安全点検の推進を図ります。

#### 【具体策】

- ① 学校や保育所等の防犯管理体制を強化するために、防犯用資機材を配備するとともに、不審者等に関する情報に対して迅速かつ的確な対応ができるよう情報提供に努める。(子ども安心情報ネットワーク)
- ② 教職員や保育士等が、保護者、地域住民、関係機関等との連携を充実し、講習会や研修会を開催して安全性の向上に努める。

- ③ 子どもたちの通学路や地域の遊び場等における安全点検を行うとともに、危険箇所の解消に向けた対策に努める。
- ④ 児童・生徒の防犯ブザーを点検し、使用方法等について指導する。
- ⑤ 不審者の侵入を許さないよう、出入口の限定や閉鎖等の施設面での措置を講じるとともに、危機管理マニュアル等を定めるなどし、安全及び危機回避体制の充実を図る。

## (5) 高齢者等への防犯対策

高齢者等が犯罪の被害に遭わないように、防犯上必要な知識や情報を提供するとともに、関係機関との連絡体制の強化・充実を図り、犯罪被害から守るためのサポート体制の整備が求められます。

### 【具体策】

- ① 高齢者等を狙った犯罪被害を未然に防止するため、その家族や地域でサポートする人たちに悪質商法、電話d e詐欺など研修会や講習会等を実施する。
- ② 高齢者等へ犯罪情報を迅速に提供する情報ネットワークシステム体制の整備に努める。

## (6) 町職員による防犯活動

現在、公用車による業務中に、防犯マグネットシールを貼付し、防犯パトロールを実施しています。

今後、犯罪等の現場に遭遇した場合の対応マニュアルを配布するとともに、警察や防犯団体等が実施する街頭キャンペーン等の防犯活動に協力し、積極的に参加するよう努めます。

### 【具体策】

- ① 業務中や防犯パトロール活動中に、町職員が犯罪等の現場に遭遇した場合において、警察への通報や連絡等の対応マニュアルを配布し、職員に周知徹底を図る。
- ② 青色回転灯を装備した公用車の配置や町職員による防犯パトロール隊を結成する。
- ③ 町職員は、警察や防犯団体等が実施する街頭キャンペーン等の防犯活動に協力するとともに積極的に参加する。

### 第3 町民・自治会等の取り組み

町民にとって、自分たちの住むまちが、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちであることは極めて重要です。しかし、昨今の町民を取り巻く社会環境は決して油断のできない状況にあります。

そこで、犯罪を防止して安全で安心して暮らせる住みよいまちを実現するために、町や警察、関係団体等だけでなく、町民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域の諸状況に応じて、自主的かつ積極的に防犯活動に取り組み、犯罪の抑止力の向上に努めます。

#### (1) 身の回りや地域における安全対策

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するためには、まず、町民自らが「自分のことは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る。」という自覚と安全意識を持ち、日頃から、お互いに力を合わせ、助け合い、協力するような関係が構築された地域社会の創設が求められます。

#### 【具体策】

- ① 子どもたちの通学時間帯において、あいさつ運動や環境美化活動などを推進し、地域ぐるみで子どもたちを守るという意識の高揚を図る。
- ② プライバシーを考慮しつつ、防犯対策上、塀や生垣を見通しが良い状態にし、不審者の隠れ場所をなくす。
- ③ 外部から狙われにくく、侵入しにくい防犯性の高い住まいづくりを計画する。
- ④ 子どもたちや親に対する地域の教育力を活性化することにより、少年による非行問題行動の抑制に努める。

## (2) 地域防犯活動の活性化

行政区等の地域団体による防犯活動を行うとともに、町民等が自由に参加できる組織をつくるなど、地域ぐるみで防犯活動を実施します。

### 【具体策】

- ① 行政区等や地域団体（地区防犯パトロール隊、PTAや子ども会など）による防犯パトロール等の防犯活動を実施するとともに、町民等が自由に参加できる組織づくりを促進し、積極的に参加する。
- ② 「子ども110番の家」の普及や子どもの安全を確保するため、PTAや子ども会が中心となって、地域住民とともに通学路の安全点検を行い、防犯パトロールを実施するとともに、学校・保育所等や教職員との連絡体制を強化する。
- ③ ウォーキングや犬の散歩などを通じて、町民が日常生活の中でできる見守り活動の呼びかけを行う。
- ④ 自主防犯活動を効果的に実施するために、学校や保育所と情報・意見交換を実施する。

## (3) 知識習得のための防犯講習会、研修会等への参加

防犯意識を高揚するためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性・重要性を理解することが必要です。そして、町民一人ひとりが防犯に対する認識や知識を習得していくことが、安全な環境づくりに求められています。

### 【具体策】

- ① 町や各種団体等が開催する防犯講習会等へ積極的に参加するとともに、習得した知識をそれぞれの地域に還元し、防犯知識と意識の普及に努める。
- ② 犯罪に遭ったとき、または遭いそうになったときは、警察及び町に速やかに情報を提供する。



## 第4 事業者の取り組み

様々な業種や業態の事業者が、その規模や事業内容に応じて、防犯意識や知識の普及・啓発等の防犯活動に組織として取り組むことにより、地域に根ざした防犯活動を実施することが求められます。

### (1) 従業員への啓発

町内在住者はもとより町外からの勤務者に対して、町の状況や犯罪情勢を周知し、防犯意識や知識の高揚を図ることにより、防犯対策の必要性についての認識を深めるよう努める。

#### 【具体策】

- ① 従業員に対して、防犯冊子等の啓発物を利用し、防犯意識の高揚に努める。
- ② 防犯講習会や研修会等を開催するとともに、町や各種団体等が開催する講習会等への参加を促進し、従業員の防犯に対する認識や知識の習得に努める。
- ③ 防犯対策の一環として、事業所における防犯マニュアル等を作成するよう努める。

### (2) 施設等の防犯対策

施設における防犯対策を講じることはもとより、事業所が管理している駐車場等において防犯対策を実施することにより、事業所全体としての防犯対策の確立を図ることが求められます。

#### 【具体策】

- ① 新築、改築、増築時等に当たっては、防犯性を考慮した施設整備に努める。
- ② 事業所において、適正な警備員の配置に努める。

### (3) 地域の一員としての防犯への取り組み

地域住民と連携を図るとともに様々な防犯活動に積極的に取り組み、地域の防犯対策の向上に努めることが求められます。

#### 【具体策】

- ① 行政区等が行う防犯パトロール等の防犯活動に積極的に参加し、地域を理解するとともに、防犯対策の向上に努める。
- ② 事業所において、防犯マグネットシールを車に貼付して、町内を巡回するなど、積極的な防犯活動を実施する。また、犯罪に遭遇した場合の対応マニュアル等を作成するよう努める。
- ③ 「青少年を犯罪から守る店」など、犯罪に対する緊急避難場所を提供し、犯罪被害者の保護に努める。

# 御宿町防犯まちづくりアクションプラン

(平成28年度～平成32年度)

区分	項目	実施計画	実施内容	備考	
①町の取組み	防犯に必要な情報の収集、提供・及び防犯意識高揚のための知識の普及・啓発	①防犯に必要な情報の収集、提供	○「広報」、ホームページへの掲載	継	
			○防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	継	
			○行事等における啓発冊子や物資等の配布	継	
		②啓発活動、講習会等の実施	○防犯啓発街頭キャンペーンの実施	継	
			○防犯協会等と連携した地域での防犯講演会の開催	継	
			○防犯リーダー養成講習会の実施	継	
		③庁内推進体制の整備	○庁内関係各課の連携を図り、安全で安心なまちづくり施策を展開する。	継	
		町民及び事業者等への防犯活動支援	①防犯活動団体やグループの活動状況の把握、ネットワークづくり及び組織体制の整備	○防犯活動への職員派遣	継
				○講習会・教室への職員派遣	継
				○防犯計画を実践する組織体制の整備	継
②地域自主防犯組織への協力、支援	○自主防犯活動団体への防犯用品の支給		継		
	○自主防犯活動団体の新規立ち上げ及び維持拡大支援		継		
犯罪防止に配慮したまちづくりの推進	①防犯灯整備の推進・維持管理	○防犯灯を計画的に整備し防犯対策に努める。	継		
	②防犯対策を考慮した公園や道路等の樹木管理	○樹木の剪定を適宜行い、見通しを良くし防犯対策に努める。	継		
		○児童遊園管理	継		
	③トンネル・公衆トイレ等の落書き、立て看板・チラシ等の防止	○トンネル・公衆トイレ等落書き防止	継		
		○違法広告物等の撤去	継		
	④地域防犯マップの作成及び道路・駐車場等公共施設の安全点検	○地域防犯マップの作成	継		
		○公共施設の安全管理	継		
	⑤一般住宅への防犯対策の促進	○防犯出前講座の実施により一般住宅における防犯対策の啓発を行う。	継		
⑥犯罪防止に配慮したまちづくりの推進	○防犯カメラの管理、運用	継			

①町の取組み	学校や保育所等における防犯対策の推進	①学校・保育所等の防犯用資機材を配備するとともに、教職員や保育士等、保護者、地域住民、関係諸機関等との連携を充実し、情報交換の促進・知識の普及、迅速な情報提供に努める。	○小中学校の防犯資機材整備・点検	継
			○保育所等の防犯資機材整備・点検	継
			○学校、保育所、児童館における不審者情報の迅速な提供	継
		②防犯教室・訓練の開催	○保育所、児童館等防犯講習会・研修会の開催	継
			○関係機関との連携を図り、各学校においてセーフティ教室を実施する。	継
		③通学路・地域の遊び場等の安全点検及び危険箇所の解消	○通学路等における危険箇所を図示した既存の「安全マップ」の作成を行い、活用を図る。	継
		④防犯ブザーの点検・指導	○防犯ブザーの点検・指導	継
	⑤施設侵入者等の未然防止策の実施	○教職員の研修を実施	継	
		○地域や保護者の協力	継	
		○危機管理マニュアルの作成	継	
	高齢者等への防犯対策	①被害防止等の的確で効果的な対処策として、専門的な研修会や講習会等の実施	○専門的な研修会や講習会等の開催	継
		②高齢者等へ犯罪情報伝達システム体制整備	○警察署等から提供を受けた犯罪被害情報等を地域包括支援センターなどの関係機関に周知。	継
	町職員による防犯活動	①犯罪等の現場遭遇時対応マニュアルを作成・周知徹底	○防犯ステッカー貼付	継
			○パトロールマニュアルの配布	継
②青色回転灯装備車と公用車による防犯パトロールの実施		○青色回転灯装備車、公用車での巡回	継	
		○職員パトロール隊による防犯パトロールの実施	継	
③警察や防犯団体等の街頭キャンペーンへの協力・参加		○街頭キャンペーンへの協力・参加	継	
②町民及び自治会等の取り組み	①通学時間帯のあいさつ運動、環境美化活動の推進及び地域のコミュニティを活性化促進	○見守り運動の実施	継	
		○環境美化活動の推進	継	
	②塀や生垣の管理	○防犯を考慮した塀・生垣管理	継	
	③防犯性の高い住まいづくりの計画	○玄関の防犯対策	継	
		○窓の防犯対策	継	
		○建物周辺の防犯対策	継	
	④子どもたちや親に対する地域の教育力の活性化	○あいさつ運動の実施	継	

② 町民及び自治会等の取り組み	地域防犯活動の活性化	①行政区等や地域団体による防犯活動の実施及び組織づくりの促進・積極的な参加	○地域防犯パトロールの実施	継	
		②「子ども110番の家」の普及と情報提供	○通学路等における「子ども110番の家」を児童・生徒及びその保護者に対して周知を徹底する。	継	
		③日常生活の中でできる防犯活動の実施	○ジョギング、ウォーキング、犬の散歩時の見守り活動の呼びかけを行う。	継	
		④学校、保育所、行政区等との交流	○情報・意見交換を通じた、効果的な防犯パトロール実施	継	
	知識習得のための防犯講習会、研修会等への参加	①防犯講習会等への積極的参加	○防犯講習会等への積極的参加	継	
		②犯罪遭遇時等の情報提供	○情報連絡先の周知	継	
	③ 事業者の取り組み	従業員への啓発	①防犯冊子等の啓発物資配付及び防犯意識の高揚	○防犯啓発物資の配付	継
			②防犯講習会・研修会等の開催及び他の講習会や研修会等への参加促進	○防犯講習会の開催	継
○他の講習会・研修会等への積極的参加				継	
③防犯マニュアル等の作成			○防犯マニュアル等の作成	継	
施設等の防犯対策		①新築、改修、増築等の防犯性を考慮	○事業所及び駐車場の防犯対策	継	
		②適正な警備員の配置	○警備員の配置	継	
地域の一員としての防犯への取組		①防犯活動の積極的な参加及び防犯対策の向上	○地域防犯パトロール隊への積極的な参加	継	
		②防犯マグネットシートの貼付等積極的な防犯活動の実施及び犯罪遭遇時対応マニュアル等の配布	○事業所車両への防犯マグネットシートの貼付	継	
			○犯罪遭遇時対応マニュアル等の配布	継	
		③「青少年かけこみの店」など、犯罪に対する緊急避難場所としての提供・犯罪被害者の保護	○「青少年かけこみの店」の普及	継	
	○犯罪被害者の保護		継		